

障害福祉関係ニュース 平成23年度 18号

(障害福祉制度・施策関連情報)

平成 23 年度 / 18 号 (通算 279 号)

(平成 24 年 1 月 30 日発行)

※本ニュースは、全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協、身障協、厚生協、全救協、障連協の協議員、役員、構成団体及び、都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

発行：全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
e-mail:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆今号の掲載内容◆◆◆

I. 障害福祉制度関連情報

1. 厚生労働省「平成 23 年度全国厚生労働関係部局長会議」が開催される (p2)
2. 厚生労働省「社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果」が公表される (p7)
3. 厚生労働省「第 9 回社会保障審議会年金部会」が開催される (p8)
4. 厚生労働省「平成 24 年度の年金額 0.3%の引下げ」が公表される (p8)
5. 厚生労働省「第 2 回年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合」が開催される (p9)
6. 厚生労働省「第 3 回障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」が開催される (p10)
7. 厚生労働省「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第 3 R）「保護者制度・入院制度の検討」に係る第 10 回作業チーム」が開催される (p10)
8. 厚生労働省「応急仮設住宅のハード面にかかる改善対策の進捗状況及び自治会の設置状況」が公表される (p11)
9. 内閣府「規制・制度改革に関する分科会」が開催される (p12)

II. 全社協の活動状況

1. 全社協「平成 23 年 7 月日常生活自立支援事業の実施状況」が公表される (p14)

III. 研修会・セミナー、助成団体等関連情報

1. 全社協「第 7 回権利擁護・虐待防止セミナー」のご案内 (p15)
2. 丸紅基金「東日本大震災復興助成金（平成 24 年度）」募集のご案内 (p16)

IV. 今後の各種会議等の予定（2 月）(p16)

I. 障害福祉制度関連情報

1. 厚生労働省「平成 23 年度全国厚生労働関係部局長会議」が開催される

平成 24 年 1 月 19 日～20 日の 2 日間、平成 23 年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）が開催されました。

障害保健福祉関係では、（1）障害者施策の検討状況、（2）平成 24 年度障害保健福祉部予算案等、（3）平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定、（4）障害者自立支援法等の主な改正点（①相談支援の充実等、②障害児支援の強化、③同行援護の推進）、（5）その他（①新体系サービスへの移行、②障害者虐待防止対策等）を中心に説明が行われました。

また、社会福祉関係では、福祉・介護人材確保対策の促進として、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を延長とあわせて事業内容を見直し、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置として、福祉・介護人材参入促進事業、潜在的有資格者再就業促進事業等の 6 事業を実施することが示されました。

（1）障害者施策の検討状況※[障害保健福祉部プレゼン資料](#) p1～6 参照

障害者福祉施策については、平成 22 年 6 月 29 日に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする法案の制定に向け、平成 24 年通常国会への法案提出、平成 25 年 8 月までの施行を目指すこととされています。

また、平成 23 年 8 月 30 日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がとりまとめられています。

これらを踏まえ、平成 24 年 1 月 6 日に、政府・与党社会保障改革本部決定で決定された「社会保障・税一体改革素案」において、平成 24 年通常国会に法案を提出するとしており、厚生労働省としては、与党の議論も踏まえながら、法案提出に向けた検討を進めていることが報告されました。

障害者施策の検討状況

| | | | |
|---------|--|-------|---|
| 23/8/30 | 第 18 回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」とりまとめ | 12/1 | 第 8 回障がい者 WT ・ 議題：総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について団体ヒアリング ⑤（難病・就労） |
| 10/27 | 第 1 回民主党厚生労働部門障がい者 WT （座長：中根康浩議員） ・ 議題：障害者自立支援法に係る経緯について厚生労働省からヒアリング | 12/6 | 第 9 回障がい者 WT ・ 議題：総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について団体ヒアリング ⑥（精神障害） |
| 11/2 | 第 2 回障がい者 WT ・ 議題：「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」について地方 3 団体からヒアリング | 12/8 | 第 10 回障がい者 WT ・ 議題：①障害保健福祉に係る財政規模の国際比較等について国立社会保障・人口問題研究所からヒアリング ②障害福祉サービス等報酬改定について厚生労働省からヒアリング |
| 11/8 | 第 3 回障がい者 WT ・ 議題：障害保健福祉施策等について厚 | 12/14 | 第 11 回障がい者 WT ・ 議題：総合福祉法（仮称）に係る主要論 |

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| | 生労働省からヒアリング ①予算、新体系移行について ②難病患者等居宅生活支援事業、 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について | | 点について議員間討議① 「支給決定のあり方について」 |
| 11/15 | 第4回障がい者WT ・議題：総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について団体ヒアリング①（身体障害①） | 12/14 | 民主党厚生労働部門障がい者WT・難病小委員会合同会議 ・議題：「制度の谷間（難病の取り扱い）」について討議 |
| 11/18 | 第5回障がい者WT ・議題：総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について団体ヒアリング②（身体障害②） | 12/21 | 第12回障がい者WT ・議題：総合福祉法（仮称）に係る主要論点について議員間討議② 「支給決定のあり方について（第2回）」 |
| 11/22 | 第6回障がい者WT ・議題：総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について団体ヒアリング③（知的障害・発達障害・重心等①） | 12/22 | 第13回障がい者WT ・議題：総合福祉法（仮称）に係る主要論点について議員間討議③ 「地域移行促進策について」 |
| 11/29 | 第7回障がい者WT ・議題：総合福祉法（仮称）に盛り込むべき事項について団体ヒアリング④（知的障害・発達障害・重心等②） | 12/27 | 第14回障がい者WT ・議題：①平成24年度予算について厚生労働省からヒアリング ②総合福祉法（仮称）に係る主要論点について議員間討議④ 「地域移行促進策について（第2回）」 |

（2）平成24年度障害保健福祉部予算案等※[障害保健福祉部プレゼン資料](#) p8～12、[詳細資料](#) p129～144 参照

平成24年度障害保健福祉部予算案については、1兆3,045円（対前年度+1,230億円、+10.4%）であり、そのうち障害福祉サービス関係費（自立支援給付+地域生活支援事業）は7,884億円（対前年度+1,097億円、+16.2%）となっています。

この中で、「良質な障害福祉サービス等の確保」については、①平成22年12月10日に公布された障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法について、平成24年4月の施行に適切に対応するとともに、平成23年8月に提出された総合福祉部会の骨格提言を踏まえた支援策を推進すること、②平成24年4月に+2.0%の障害福祉サービス費用（報酬）の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の支援、障害福祉サービスの質の向上を推進することが掲げられています。

また、社会福祉施設整備費等については約117億円計上されています。なお、これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から「地域自主戦略交付金（一括交付金）」とされています。

（3）平成24年度障害福祉サービス等報酬改定※[障害保健福祉部プレゼン資料](#) p13～15、[詳細資料](#) p2～11 参照

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（主査：津田厚生労働大臣政務官）において検討が進められており、平成24年1月31日に開催予定の第9回検討チームでは個別の報酬改定事項についてとりまとめを行う予定です。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率については、年末の予算編成において、

介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%とされており、この中では、「改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する」とされています。また、民主党の障害者ワーキングチームからは、地域で暮らす障害者やその家族の支援のため、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案が行われています。

これらを踏まえ、①福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映、②障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化の2つの基本的考え方の下で、個別の報酬改定事項について具体的に検討を行うこととされています。

(4) 障害者自立支援法等の主な改正点※[障害保健福祉部プレゼン資料](#)p17~35、[詳細資料](#)p12~45 参照

障害者自立支援法等の主な改正点等について、①相談支援の充実等、②障害児支援の強化、③同行援護の推進について報告が行われました。

相談支援の充実等については、平成24年4月1日より、①支給決定のプロセスの見直し、②サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大すること（計画相談支援・障害児相談支援）、③地域移行支援・地域定着支援の個別給付化、④基幹相談支援センターの設置、⑤「自立支援協議会」を法律上位置付け、⑥成年後見制度利用支援事業の必須事業化が実施されることがあらためて確認されました。なお、指定基準省令案、事業者指定の手続き等については近日中に提示される予定です。

また、障害児支援の強化については、障害児施設等の指定基準案に関してパブリックコメントの結果等を踏まえ、下記のとおり一部変更することが示されました。

○ 通所支援の質を高めるため、以下を変更

① 児童発達支援センターにおいて、主たる対象とする障害が難聴の場合は、「聴能訓練担当職員2人以上、言語機能訓練担当職員2人以上」を「言語聴覚士4人以上」に変更

(変更前) 聴能訓練担当職員2人以上、言語機能訓練担当職員2人以上→(変更後) 言語聴覚士4人以上

※ 現行ある施設・事業所については、当分の間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。

② 児童発達支援事業の「指導員」を「児童指導員」に変更

(変更前) 指導員又は保育士→(変更後) 児童指導員又は保育士

※ 現行ある施設、事業所については、当分の間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。

○ 嘱託医の要件（通所、入所共通）

主たる対象の障害が知的障害の場合は、

(変更前) 精神科の診療を相当の経験を有する者→(変更後) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

○ 児童発達支援と放課後等デイサービス等を一体的に実施できる特例の設定

利用定員は、合計の数で適用

○ 経過措置

児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の配置基準の適用について、現行ある施設は、当分の間、現行の基準による（少年7.5：1を可とする）ことができる旨の経過措置を講ずる。

（５）新体系サービスへの移行について※[障害保健福祉部プレゼン資料](#) p42～45、[詳細資料](#) p57～61 参照

新体系サービスへの移行については、平成23年10月1日現在全国平均で74.9%となっており、平成24年4月1日には全都道府県において新体系移行が完了する予定であることが報告されました。

（６）障害者虐待防止対策について※[障害保健福祉部プレゼン資料](#) p46～53、[詳細資料](#) p62～70 参照

障害者虐待防止対策については、障害者虐待防止法の平成24年10月の円滑な施行に向けて自治体における体制整備を図っていくことが喫緊の課題であるとされ、平成24年度予算案において、障害者虐待防止対策支援事業について、新たに障害者虐待防止法の通報義務の周知等の普及啓発事業を盛り込み4.2億円が計上されていることが報告されました。

また、障害者虐待防止法の施行に向けた対応が下記のとおり示されました。

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応

国における対応

- （１）全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼（平成23年9月開催）
- （２）国研修の実施（平成23年12月実施。平成24度は6～7月頃を予定。）
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- （３）都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成（平成24年3月）
- （４）平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進（平成24年4月・10月）
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施（平成24年2月頃を目途に調査内容案提示）

都道府県における対応

- （１）体制整備に向けた検討等（平成23年度中）
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- （２）都道府県研修の実施（平成24年1月頃～）
 - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- （３）体制整備に向けた具体的な準備（平成24年9月まで）
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

市町村における対応

- (1) 体制整備に向けた検討（平成 24 年度中）
 - 市町村センターの設置方法・体制等の検討
 - 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催
- (2) 都道府県研修の受講（平成 24 年 1 月頃～）
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（平成 24 年 9 月まで）
 - 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
 - 地域の関係機関との連携会議の開催
 - 業務マニュアル・指針等の策定

(7) 「工賃向上計画」の実施※[障害保健福祉部プレゼン資料](#) p62～65、

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年の新たな「工賃向上計画」を策定することとし、これまでの計画の評価・検証を踏まえ、より工賃向上に資する取り組みを、目標設定により計画的に進めることが示されました。

また、新たな計画では、都道府県主体の取り組みから、都道府県と事業所が共同して取り組むことを重視し、新体系への移行が完了することにより事業の目的が明確になる中で個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則とするとされています。

特に今後は、作業の質を高め、発注元企業の信頼の獲得により安定的な作業の確保、ひいては安定的・継続的な運営に資するような取り組みが重要であることから、具体的には、経営力育成・強化や専門家（例：農業の専門家等）による技術指導や経営指導による技術の向上共同化の推進のための支援の強化・促進を図ることとされています。

新たな工賃向上計画の主なポイント

【計画期間】 3 か年（平成 24～26 年度）

【対象事業所】 就労継続支援 B 型事業所（都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可）

- ① 工賃倍増 5 か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。

これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取り組みとされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取り組みを促すこととする。

また、都道府県の計画では、官公需による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこと推奨する。
- ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
- ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値（倍増）を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上（例えば、時間額が最低賃金の 1/4 程度の場合に最低賃金の 1/3 程度）を目指すことを前提に、個々の事業所において設定（法人において意思決定）した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。

このため、24 年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願い

いしたい。

- ④ 工賃の状況把握（報告）にあたっては、計画当初（平成24年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。
- ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。
 - ・市町村における取組みの例：市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公需の発注促進など

（8）福祉・介護人材確保対策の促進※[社会・援護局プレゼン資料](#) p40、[詳細資料](#) p114~124 参照

平成23年度第4次補正予算案において、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間が平成24年度まで1年間延期されることにあわせて、事業内容を見直し、福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置として、①福祉・介護人材参入促進事業、②潜在的有資格者等再就業促進事業、③福祉・介護人材マッチング機能強化事業、④福祉・介護人材キャリアパス支援事業、⑤福祉・介護人材確保対策連携強化事業等を実施することが示されました。

[厚生労働省]

平成23年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/01/tp0118-1.html>

2. 厚生労働省「社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果」が公表される

平成24年1月19日、厚生労働省は、平成22年9月に実施した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の調査結果を公表しました。

調査結果によると、平成22年4月1日現在、社会福祉施設等の耐震化率は81.3%となっています。

また、障害福祉サービス事業所は79.7%（公立：84.7%、私立：79.1%）、障害者支援施設（生活介護または自立訓練を行うものに限る）は81.2%（公立：80.0%、私立：81.4%）、救護施設は73.2%（公立：84.0%、私立：69.5%）となっています。

なお、耐震化状況については追ってフォローアップ調査が行われる予定です。

[厚生労働省]

社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020dzm.html>

3. 厚生労働省「第9回社会保障審議会年金部会」が開催される

平成24年1月23日、「第9回社会保障審議会年金部会」が開催され、社会保障・税一体改革素案に基づく年金制度改革について、①低所得者等への加算、②高所得者の年金額の調整、③遺族基礎年金を中心に検討が行われました。

低所得者等への加算については、具体的な制度設計に当たっての留意点（①加算によって確保される水準の意味、②加算を受けられる対象範囲、③保険料納付のインセンティブを阻害しない方法）が示されるとともに、障害基礎年金・遺族基礎年金への加算に関して、税財源による加算であることから、所得制限が必要ではないかという考え方が示されました。

低所得者等への加算について

低所得者加算の具体的な制度設計について

（4）障害基礎年金・遺族基礎年金への加算について

- 障害基礎年金（2級）、及び遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額と同額であることから、「老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮」する加算については、老齢基礎年金に対する加算の制度設計において、老齢基礎年金を満額受給している者が受けられる加算と同額となる。
- なお、障害基礎年金1級の者については、障害基礎年金2級（＝老齢基礎年金満額）の1.25倍とされていることから、加算額についても1.25倍とする。
- ただし、税財源による加算であることから、所得制限が必要ではないか。
（参考）20歳前障害基礎年金の所得制限
- 受給者が自ら保険料を拠出していない、20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金については、通常より国庫負担割合が高く設定されており、一定の所得に達した場合に支給を停止する所得制限を設けている。

具体的には、受給者本人について、扶養親族がないときは、所得が360.4万円（給与収入で518.4万円）で一部停止となり、所得が462.1万円（給与収入で645.2万円）で全部支給停止となる。なお、扶養親族がある場合には、一人につき38万円（所得ベース）加算される。

[厚生労働省]

第9回社会保障審議会年金部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020q4b.html>

4. 厚生労働省「平成24年度の年金額0.3%の引下げ」が公表される

平成24年1月27日、厚生労働省は、平成23年平均の全国消費者物価指数の対前年度比変動率がマイナス0.3%になったことを受け、平成24年度の年金額を0.3%引き下げることが公表されました。なお、年金の受取額が変わるのは、4月分が支払われる6月の支払いからです。

＜平成 24 年度の年金額の例＞

| | 平成 23 年度 (月額) | 平成 24 年度 (月額) |
|-------------------------------------|------------------|-----------------------|
| 国民年金 〔老齢基礎年金 (満額) : 1 人分〕 | 65,741 円 | 65,541 円 (▲200 円) |
| 厚生年金※ 〔夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額〕 | 231,648 円 | 230,940 円 (▲708 円) |

※ 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬 36.0 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準

＜平成 24 年度の各種手当の額について＞

| 障害者などに対する給付(この他、経過的福祉手当がある。) | 平成 23 年度 (月額) | 平成 24 年度 (月額) |
|------------------------------|--------------------------------|--|
| 特別児童扶養手当 | (1 級)50,550 円 (2 級)33,670 円 | (1 級)50,400 円 (▲150 円) (2 級)33,570 円 (▲100 円) |
| 特別障害者手当 | 26,340 円 | 26,260 円 (▲80 円) |
| 障害児福祉手当 | 14,330 円 | 14,280 円 (▲50 円) |

[厚生労働省]

平成 24 年度の年金額は 0.3%の引下げ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000021a9c.html>

5. 厚生労働省「第 2 回年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合」が開催される

平成 24 年 1 月 13 日、「第 2 回年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合」が開催され、①認定基準の見直し案（修正版）、②診断書の見直し案（たたき台）について検討が行われました。

認定基準の見直し案（修正版）については、主な検討事項として、①関節可動域の測定方法と評価、②「第 1 上肢の障害」、「第 2 下肢の障害」における上・下肢の 3 大関節に係る機能障害が挙げられ、「関節可動域の測定方法を自動可動域から他動可動域へ変更した場合に、可動範囲の制限値を変更する必要はないか」、「他動可動域による評価が適切でない場合の例示や判定方法は妥当か」等の具体的な論点が示されました。

[厚生労働省]

第 2 回障害年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001zlw7.html>

6. 厚生労働省「第3回障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」が開催される

平成24年1月24日、「第3回障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」が開催され、前回に引き続き、関係者（①社団法人日本てんかん協会、②一般社団法人日本発達障害ネットワーク、③一般社団法人日本難病・疾病団体協議会、④地域障害者職業センター、⑤ハローワーク）から下記の項目についてヒアリングが行われました。

＜主なヒアリング項目＞

- ① 障害者雇用促進制度における障害者の範囲についてどのように考えているか。
- ② 障害者雇用促進制度における障害者の範囲を就労の困難さに視点を置いて見直すことについてどのように考えているか。
- ③ 雇用率制度における障害者の範囲（雇用義務の対象範囲）についてどのように考えているか。
- ④ 雇用率制度におけるダブルカウントや特例子会社の取扱いなどについてどのように考えているか。
- ⑤ その他現行の障害者雇用促進施策についてどのように考えているか。（見直すべき点など）

[厚生労働省]

第3回障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020pu1.html>

7. 厚生労働省「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第3R）「保護者制度・入院制度の検討」に係る第10回作業チーム」が開催される

平成24年1月26日、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第3R）「保護者制度・入院制度の検討」に係る第10回作業チーム」が開催され、医療保護入院制度について検討が行われました。

平成24年1月11日に開催された「第24回新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」では、①措置入院、任意入院以外の入院形態をなくすことは困難であるが、保護者の同意を要件とすることには課題が多く、保護者の同意を要件としない入院手続きについて具体的に検討すべき、②本人にとっての「強制性」という観点から、入院の継続期間についても検討することが必要であり、その際、精神医療審査会の機能についても検討すべきとの考え方が示されました。また、入院継続の妥当性の判断については、入院期間が既に長期にわたっている患者の取扱いと、短期の患者の取扱いとを区別すべきとの意見と、区別すべきでないとの意見が出されました。

これらを踏まえ、作業チームでは、保護者の同意要件を見直す場合の具体的な制度のあ

り方について検討を進めていくことになりました。

また、今回の作業チームでは、保護者の同意要件の見直しに当たっての論点・考え方として、①入院手続きについて考えられる考え方、②入院中の対応について考えられる考え方、③退院時・退院後に関する論点が示されました。

入院手続きについて考えられる考え方（案）

- [考え方1]入院の要否は医療的判断に基づくものであり、入院手続きは医師の判断で行う。
- [考え方2]医療的判断に加え、地域生活継続の可能性を判断に加える。
- [考え方3]本人の意思ができる限り反映できる形で入院の要否を判断する。
- [考え方4]本人の人権擁護の観点から、行政又は裁判所が関わる。

入院中の対応について考えられる考え方（案）

- [考え方1]入院期間の制限は設けない。
- [考え方2]入院期間の制限を設ける。
- [考え方3]入院期間の制限は設けませんが、入院継続の必要性をより頻繁に審査する。
- [考え方4]一定の入院期間の制限を設けつつ、審査の上更新可能とする。

退院時・退院後に関する論点（案）

- 退院支援に関しては、平成 24 年 4 月より、地域移行支援、地域定着支援が個別給付化されるほか、障害福祉サービスの報酬改定においても、充実が検討されているが、これらに加え、どのような支援が必要か。
- 具体的には、
 - ① 服薬管理等一定の医療的な支援が確保されれば地域で生活することが可能な人に対して、諸外国の「継続通院処遇」のような対応を行うことについて、どのように考えるか。
 - ② 地域での生活を継続していくため、生活訓練の充実や、状態が悪くなったときなどに駆け込み、専門的な観点からの支援を受けることができるレスパイト、ショートステイの場の拡充についてどのように考えるか。

[厚生労働省]

新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第 3 R）「保護者制度・入院制度の検討」に係る第 10 回作業チーム

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000216.jq.html>

8. 厚生労働省「応急仮設住宅のハード面にかかる改善対策の進捗状況及び自治会の設置状況」が公表される

平成 24 年 1 月 20 日、厚生労働省は、「応急仮設住宅のハード面にかかる改善対策の進捗状況」（1 月 13 日時点）及び「自治会の設置状況」（1 月 13 日時点）を公表しました。

この中で、応急仮設住宅における「バリアフリー対策」の実施状況に関して、「玄関の手摺りスロープ設置」については、岩手県で80.2%、宮城県で40.6%が対応済みとなっています。また、「トイレの手摺りステップ等設置」については、岩手県で5.4%、宮城県で34.7%が対応済み、「浴室のバリアフリー軽減」については、岩手県で11.1%、宮城県で33.0%が対応済みとなっています。

「バリアフリー対策」実施状況（平成24年1月13日現在）

※ 全社協高年・障害福祉部整理

| | 項目 | 玄関の手摺りスロープ設置 | トイレの手摺りステップ等設置 | 浴室のバリアフリー軽減 (滑り止め、浴槽縁手摺り設置、浴槽内等の床高上げ等) | 対象住戸 完了予定日 |
|------|--------------------------|--------------|----------------|---|---------------|
| 岩手県※ | 対応済み | 268(80.2%) | 18(5.4%) | 37(11.1%) | 3月31日 |
| | 対応中 | 63(18.9%) | 312(93.4%) | 293(87.7%) | |
| | 未対応(これから) (実施に向けて準備中) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | |
| | 対応予定無し | 3(0.9%) | 4(1.2%) | 4(1.2%) | |
| | 合計 | 334 | 334 | 334 | |
| 宮城県※ | 対応済み | 165(40.6%) | 141(34.7%) | 134(33.0%) | 3月31日 |
| | 対応中 | 166(40.9%) | 160(39.4%) | 166(40.6%) | |
| | 未対応(これから) (実施に向けて準備中) | 25(6.2%) | 26(6.4%) | 40(9.9%) | |
| | 対応予定無し | 50(12.5%) | 79(19.5%) | 66(16.3%) | |
| | 合計 | 406 | 406 | 406 | |
| 福島県※ | 対応済み | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 3月31日 |
| | 対応中 | 187(98.4%) | 187(98.4%) | 187(98.4%) | |
| | 未対応(これから) (実施に向けて準備中) | 3(1.6%) | 3(1.6%) | 3(1.6%) | |
| | 対応予定無し | 0(0.0%) | 0(0.0%) | 0(0.0%) | |
| | 合計 | 190 | 190 | 190 | |

※ 対策項目の中には、個別要望による対応分あり

※ 【岩手県】県(単純な段差解消等)、市町村(個々の障害程度に応じた修繕)、【宮城県】市町村、【福島県】県

[厚生労働省]

応急仮設住宅のハード面にかかる改善対策の進捗状況及び自治会の設置状況

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000020ksk.html>

9. 内閣府「規制・制度改革に関する分科会」が開催される

平成24年1月18日、「規制・制度改革に関する分科会」が開催され、内閣府規制・制度改革担当事務局が整理した「規制全般の見直しに向けた考え方」が示されました。

この中では、規制全般の見直しに向けた主な論点として、①規制の定義、見直しの対象とする規制の範囲、②見直しルールの対象、サンセット原則を導入する場合の年限の設定、

③見直しの視点が挙げられています。

今後、規制全般の見直しに向けた考え方について分科会において議論を行い、見直しガイドライン（仮称）案を策定し、平成 24 年 3 月頃から見直しガイドライン（仮称）案について各府省と調整が行われる予定です。

引き続き、1 月 27 日、「規制・制度改革に関する分科会」が開催され、規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果等が報告されました。

今回のフォローアップ調査の対象となったのは、①明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）中の「6（1）①制度・規制改革」、②規制・制度改革に係る対処方針（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、③新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）中の「日本を元気にする規制改革 100」別表 1 及び別表 2、④円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成 22 年 10 月 8 日閣議決定）中の「規制・制度改革」別表 1 及び別表 2、⑤規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）⑥規制・制度改革に係る追加方針（平成 23 年 7 月 22 日閣議決定）の中に盛り込まれた項目についてです。

障害者施策関連では、①障害者自立支援法の移動支援事業（地域生活支援事業）を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し、②障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化が挙げられており、下記のとおり実施状況が報告されています。

また、分科会として更に各府省の取り組みを把握する重点フォローアップ項目候補には、「医行為の範囲の明確化（介護職による痰の吸引、胃ろう処置の解禁等）」が挙げられています。

規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果

| 規制・制度改革に係る方針（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）における決定内容 | | | 所管省庁 | 実施状況 |
|--|---|-----------------------------|-----------|--|
| 規制・制度改革事項 | 規制・制度改革の概要 | 実施時期 | | |
| 障害者自立支援法の移動支援事業（地域生活支援事業）を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し | 移動支援の在り方に関する議論を踏まえつつ、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護等のサービス提供時間内に移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討し、結論を得る。 | 平成 23 年度中検討・結論、結論を得次第措置 | 厚生労働省 | 現在、平成 24 年度報酬改定に向けた「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、サービス提供責任者の配置基準の見直し検討を行っているところであり、当該検討と既定事項である居宅介護事業所のサービス提供責任者の移動支援の時間内従事は密接不可分の関係にあることから、検討チームにおける検討と並行して検討・結論、結論得次第措置することとしている。 |
| 障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化 | 雇用・就労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方策について検討し、結論を得る。 | 平成 23 年度中検討、平成 24 年度中を目途に結論 | 内閣府、厚生労働省 | （内閣府） 平成 23 年 8 月に障害者基本法を改正し、それに基づく障害者基本計画を平成 24 年中目途で策定予定。その計画中に、労働及び雇用の分野における施策の基本的方向を記述するとともに、当該基本計画に基づき、障害者政策委員会が施策の実施状況を監視していく予定。 （厚生労働省） ・障害者の雇用促進を図るため、企業に対する雇用率達成指導を実施するとともに、障害者に対して障害特性に応じたきめ細かな就労支援 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>を行うため、ハローワークを中心に「チーム支援」の実施や、「障害者就業・生活支援センター」の拡充などに取り組んでいる。</p> <p>また、在宅就業する障害者を支援するため、平成 23 年度は、事業主及び地方自治体に対するリーフレット配布等により在宅就業支援制度の周知・啓発に取り組んでいるほか、平成 24 年度予算案に、在宅就業障害者に対する受注拡大等に資する取組や職業講習等を積極的に実施する団体等の活動を支援するため、その費用に対する助成を盛り込んでいる。</p> <p>・ 障害者の職業能力開発の促進を図るため、個々の障害者の特性にきめ細やかに対応しつつ、障害者職業能力開発施設で職業訓練を実施するほか、事業主等を活用した障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施している。</p> |
|--|--|--|--|

[内閣府]

規制・制度改革に関する分科会（平成 24 年 1 月 18 日）

<http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2011/subcommittee/120118/agenda.html>

規制・制度改革に関する分科会（平成 24 年 1 月 27 日）

<http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/meeting/2011/subcommittee/120127/agenda.html>

Ⅱ. 全社協の活動状況

1. 全社協「平成 23 年 7 月日常生活自立支援事業の実施状況」が公表される

平成 24 年 1 月 12 日、「平成 23 年 7 月日常生活自立支援事業実施状況」の結果が公表されました。

平成 23 年 7 月の日常生活自立支援事業の「問合せ・相談件数」は 100,011 件、その内、「知的障害者等」は 20,546 件（20.5%）、「精神障害者等」は 25,669 件（25.7%）となっています。

「新規契約締結件数」は 810 件、その内、「知的障害者等」は 129 件（15.9%）、「精神障害者等」は 158 件（19.5%）となっています。

平成 23 年 7 月での「契約件数」は 35,949 件、その内、「知的障害者等」は 7,252 件（20.2%）、「精神障害者等」は 7,688 件（21.4%）となっています。

[地域福祉・ボランティア 情報ネットワーク]

日常生活自立支援事業 7 月の実施状況

http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/data/tmpfiles/h23_7_graph.xls

Ⅲ. 研修会・セミナー、助成団体等関連情報

1. 全社協「第7回権利擁護・虐待防止セミナー」のご案内

[テーマ] 成年後見のひろがり～専門職、市民、法人～

[主催] 全国社会福祉協議会

[期 日] 平成24年2月24日(金) 10時20分～16時30分(受付:9時30分開始)

[会 場] 全国社会福祉協議会「灘尾ホール」

[参加対象] 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、福祉施設(高齢者・障害者・児童福祉サービス事業者)、民生委員・児童委員、社会福祉協議会(日常生活自立支援事業、成年後見センター等権利擁護関係部所)、市町村、都道府県、児童相談所等、虐待防止活動を行う非営利組織・専門職組織、教育機関、対人援助専門職(社会福祉士)等

[受付締切] 平成24年2月3日(金) 必着(ただし、定員になり次第締切)・350名

[参加費] ①『月刊福祉』『ふれあいケア』購読者 7,000円

≪『月刊福祉』2月号(1月6日発行)、『ふれあいケア』2月号(1月20日発行)に掲載した本セミナー要綱の所定シールを貼付の場合に限る≫

②一般参加者 9,000円

★参加者特典★

権利擁護や虐待防止に取り組む全国組織等の活動や実践事例を掲載した『権利擁護・虐待防止白書2012』を配布します。

[主な内容] 基調報告

講師: 明治大学法科大学院教授/弁護士 平田 厚

①専門職後見

・日本社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ」 古畑 英雄

②市民後見

・大阪市社会福祉協議会 大阪市成年後見支援センター
・世田谷区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん世田谷」
・「市民後見人の育成及び活用について」

厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐 田中 一裕

③法人後見(社協)

・八幡浜市社会福祉協議会 総務福祉課長 田中 奈美

④法人後見(NPO)

・NPO法人西成後見の会 理事・事務局長 鈴木 貴子

⑤地域の見守り・支援活動を基盤とした権利擁護活動

・西宮市社会福祉協議会 地域福祉課 課長補佐 上野 武利
進行:全国社会福祉協議会

コメンテーター:平田 厚、大貫 正男(司法書士)、厚生労働省

[全社協]

第7回権利擁護・虐待防止セミナー

<http://www.shakyo.or.jp/news/120116.pdf>

※ 開催要綱・申込書等をダウンロードすることができます。

2. 丸紅基金「東日本大震災復興助成金（平成 24 年度）」募集のご案内

[助成金額] 3 億円（助成申込金額は、1 件あたり 500 万円を上限）

[助成対象] 震災復興助成は、わが国における社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動など）を行う民間の団体が実施する案件で、次の条件を具備するものを対象。

- ① 申込者（実施主体）は、原則として非営利の法人であること（ただし、法人でない場合でも 3 年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする）
- ② 今回の東日本大震災により、設備・機器・車両・家屋等が損傷し、活動に支障をきたしていること
- ③ 一般的な経費不足の補填でないこと

[申込方法] 所定用紙に必要事項を記入の上、添付書類とともに下記送付先に提出
（申込用紙は、下記ホームページからダウンロード可）

[選考基準] 選考にあたっては、震災による被害が甚大で緊急性が高いものを優先

[申込期間] 平成 24 年 1 月 16 日（月）～3 月 31 日（土）（消印有効）

[助成の決定] 平成 24 年 6 月に団体の代表者宛に通知予定

<お問い合わせ先・書類の送付先>

〒100-8088 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号 丸紅ビル 12 階
社会福祉法人 丸紅基金
TEL：03-3282-7591・7592 FAX：03-3282-9541
E-mail：mkikin@marubeni.com

[丸紅基金]

東日本大震災復興助成金（平成 24 年度）申込募集開始について

<http://www.marubeni.or.jp/news/tabid/56/Default.aspx?ItemId=58>

東日本大震災復興助成金（平成 24 年度）募集要項（申込書類のダウンロード等を含む）

<http://www.marubeni.or.jp/promote//tabid/98/Default.aspx>

IV. 今後の各種会議等の予定

2 月

- 2 月 10 日 内閣府「第 13 回障がい者制度改革推進会議差別禁止部会」
- 2 月 24 日 全社協「第 7 回権利擁護・虐待防止セミナー」
- 2 月 24 日 厚生労働省「第 3 回障害年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合」
- 2 月 24 日 内閣府「第 14 回障がい者制度改革推進会議差別禁止部会」